

「緊急事態」総合対策から「新たな日常」対策へ

「緊急事態」総合対策

1 感染症拡大防止 人と人の接触低減

- 県民への外出自粛要請
(特措法第45条第1項)

- 事業者への休業協力要請
(特措法第24条第9項)

- 学校の臨時休業要請
(特措法第24条第9項)

- イベントの中止・延期・
規模縮小、施設の休館等
(特措法第24条第9項)

「新たな日常」対策

- 県行動指針に基づく感染防止対策の実施
- 「新しい生活様式」(※)の定着
※「人との距離の確保」、「マスク着用」、「手洗い」
- これまでにクラスターが発生しているような施設や
「三つの密」のある場への外出回避

- 県行動指針に基づく感染防止対策の実施
- 事業者への休業協力要請の解除
- クラスター発生業種(※)、パチンコ店等については、
県行動指針に沿った感染防止対策の確立を確認できる
まで、休業協力要請を継続
※ キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、ライブ
ハウス、カラオケボックス、スポーツジム 等

- 県立学校の再開
(6/1～分散登校、6/15～学校再開)
・学校再開ガイドラインに基づき段階的に再開

- 県行動指針に基づく感染防止対策が整い次第、段階的に
再開
- 屋内イベントは100人以下かつ収容定員の半分以下の参
加人数、屋外イベントは200人以下かつ人ととの距離
を十分に確保
- 全国的かつ大規模なイベントは、リスク対応が伴わな
い場合は中止又は延期など慎重に対応
※ コロナ追跡システム(仮称)の早期導入

2 まん延防止に耐えうる医療提供体制の充実・強化

- 感染まん延防止に向けた体制の
強化
- 検査体制の強化
- 病床の確保
- 後方施設の設置
- 患者の受入れ・搬送体制の強化
- PPEの確保

- 医療体制のさらなる整備・充実
 - ・検査体制の拡大 (PCRセンター 1か所→5か所など)
 - ・後方施設 (民間ホテルの借上げ 1か所→各圏域 1か所)

3 景気経済・生活雇用対策の新設・拡充

- 感染拡大防止期における緊急経
済・雇用対策
- 収束後を見据えた取組みへの支
援
- 収束後におけるV字回復と更な
る成長に向けた対策
- 生活支援等

- 景気経済・生活雇用対策の拡充
 - ・「新型コロナウイルス感染症対策に関する経済再生会議」の
開催
 - ・次期補正予算の検討